

議案第56号

白岡市学童保育所条例の一部を改正する条例

白岡市学童保育所条例（平成5年白岡町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表東第二児童クラブの項中「40人」を「60人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

令和5年8月31日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

東第二児童クラブを増築することに伴い、定員を変更するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。